

議案第 1 号

令和 4 年度東広島市地域公共交通会議予算（案）について

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

東広島市地域公共交通会議
会 長 塚 井 誠 人

1 提案理由

令和 4 年度の東広島市地域公共交通会議の予算（案）について、承認を求めるもの。

2 東広島市地域公共交通会議予算（案）

別紙「資料 4」のとおり

令和 4 年度 東広島市地域公共交通会議予算（案）について

東広島市地域公共交通会議財務規程第 2 条の規定に基づき、令和 4 年度東広島市地域公共交通会議に係る歳入歳出予算を調製した。

○ 収 入 (単位：千円)

款	項	説明	金額	備考
1 負担金	1 負担金	公共交通導入伴走支援等に係る負担金	10,000	市負担金
		交通計画改訂に伴う負担金	16,600	
		会議運営に係る負担金	911	
2 繰越金	1 繰越金		152	R 3 年度
合計			27,663	

○ 支 出 (単位：千円)

款	項	説明	金額	備考
1 運営費	1 会議費	交通会議等	600	委員報酬
	2 事務費	交通会議事務費	463	事務費・旅費
2 事業費	1 事業費	公共交通導入伴走支援	10,000	別 紙 1
		東広島市都市交通マスタープランの改訂	8,000	別 紙 2
		東広島市地域公共交通利便増進実施計画の改訂	8,600	別 紙 3
合計			27,663	

○ 債務負担行為 (単位：千円)

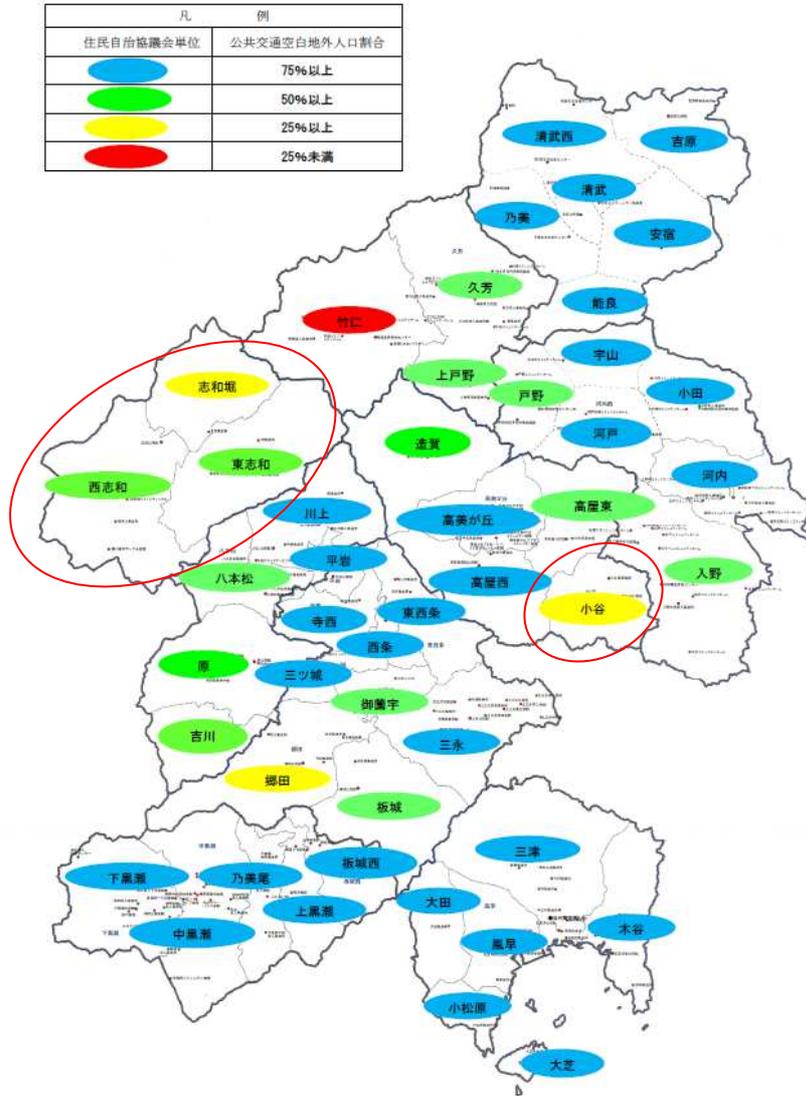
事業内容	債務負担行為 限度額	積算基礎等		
		R4 年度－R5 年度	R4 年度	R5 年度
東広島市地域公共交通利便増進計画改訂業務	8,200	16,800	8,600	8,200

地域公共交通導入伴走支援

1 事業の概要・目的

地域が主体となった運行準備組織の設立を見込む地域（「志和地域」「小谷地域」）を対象に、移動実態調査、潜在需要の掘り起こし、運行計画、実証運行に係る経費の支援など、運行組織への伴走支援を行う。

2 交通空白地の現状



3 各地域での協議実績

地域	R 2 年度	R 3 年度 (R 4 年 1 月末時点)
福富地域	計 3 回 (R2 年 4 月、5 月、12 月)	計 2 回 (R3 年 4 月、12 月)
志和地域	計 6 回 (R2 年 7 月、8 月、9 月、10 月 (2 回)、12 月)	計 8 回 (R3 年 4 月、6 月、7 月、10 月、11 月 (2 回)、12 月 (2 回))
小谷地域	計 2 回 (R2 年 9 月、R3 年 1 月)	計 3 回 (R3 年 4 月、10 月、R4 年 1 月)
郷田地域	計 2 回 (R2 年 11 月)	計 1 回 (R4. 1 月)

4 業務概要

- (1) 現状整理：人口分布、施設位置等の整理、公共交通の運行状況、利用実態の整理ほか
- (2) 移動需要の検討：移動需要、移動パターンの想定、運行準備組織を通じたアンケート調査による移動パターンごとの移動需要の把握
- (3) 移動手段の検討：移動手段の選択肢の候補を検討、交通事業者の意見等ヒアリング
- (4) 運行計画の作成：運行方針、運行計画素案の作成、運行準備組織、運行事業者候補の意見を反映した運行計画案の作成
- (5) 運行準備会議の設計・運営支援

5 スケジュール（予定）

R 3 年度	運行準備組織（検討会）協議立ち上げ
R 4 年度	運行計画の作成
R 5 年度	実証運行
R 6 年度	本格運行

6 令和4年度予算額

収入：負担金 10,000,000円（東広島市からの負担金）

支出：業務費 10,000,000円

東広島市都市交通マスタープランの改訂

別紙2

1 要 旨

東広島市が定める「東広島市都市交通マスタープラン（以下「交通マスタープラン」という。）の改訂するための予算措置を行うものである。

なお、東広島市地域公共交通会議設定要綱第2条第6号「交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項」に該当するものとみなし、交通マスタープランの改訂を交通会議で実施・検討を行う。

（所掌事務）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- （2） 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （3） 形成計画の策定及び変更に関すること。
- （4） 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （5） 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- （6） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項。

2 都市交通マスタープランの位置付け

- ・ 策定：平成25年12月
- ・ 目標年次：令和12年（平成42年）
- ・ 概要及び位置づけ

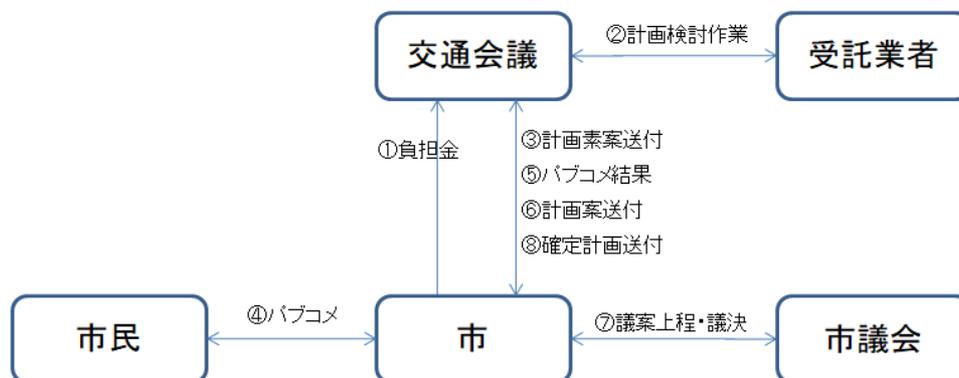
本市における現状課題を踏まえ、将来像や都市交通計画を記載したものであり、本市における長期的・総合的な交通施策の基本方針となるもの。

公共交通施策のみならず、市域内外の移動全般を、土地利用や基盤整備等のまちづくりと整合を図ったうえで策定している。

市における最上位計画である第四次東広島市総合計画及び第2次都市計画マスタープランに即し、市における交通施策の基本方針を定めたものとなる。

3 手続きの流れ

交通マスタープランは、東広島市議会基本条例に定める「市民生活に重大な影響を及びことが予想される計画」に位置付けてされており、交通会議で審議・策定したものを市へ送付し、その後、市によりパブリックコメントの実施、市議会への上程・審議・議決を経る手続きとなる。



4 改訂する理由

東広島市の「第五次東広島市総合計画」及び「第3次東広島市都市計画マスタープラン」の策定、並びに公共交通を取り巻く環境変化に即して、交通マスタープランの改訂（マイナーチェンジ）を行う。

交通マスタープランは、第四次総合計画での将来人口フレーム並びに第2次都市計画マスタープランの将来都市構造等を踏まえて、将来交通需要推計を定量分析し、交通政策の方向性を定めている。

令和2年度の第五次総合計画で将来人口フレームが見直されたこと、令和3年度末に策定予定の第3次都市計画マスタープランの将来都市構造や土地利用構想が見直されたことを踏まえての改訂となる。

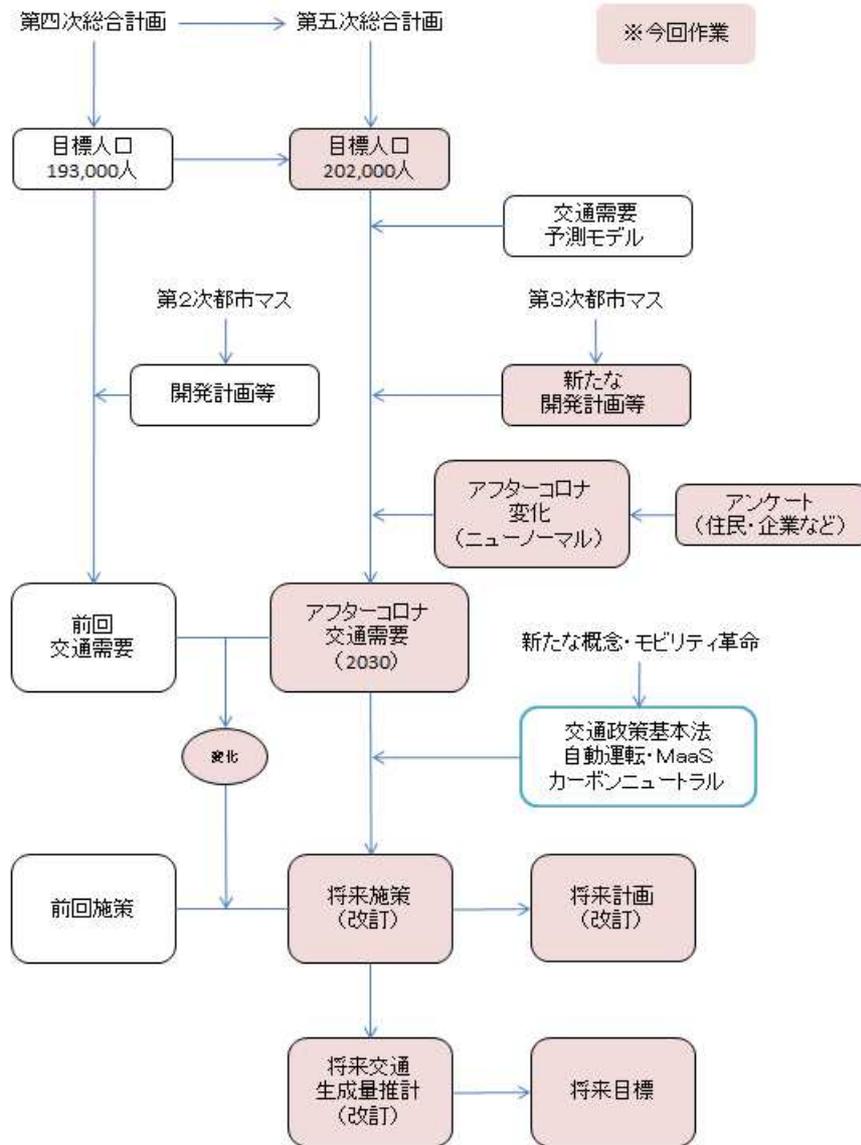
計画	策定年度	目標年次	目標人口
第4次総合計画	2007	2020	195,000
第2次都市計画マスタープラン	2011	2020	195,000
都市交通マスタープラン	2013	2030	193,000
第5次総合計画(策定)	2020	2030	202,000
第3次都市計画マスタープラン(策定)	2021	2030	202,000
都市交通マスタープラン(改訂)	2013	2030	202,000

5 令和4年度予算額

収入：負担金 8,000,000円（東広島市からの負担金）

支出：業務費 8,000,000円

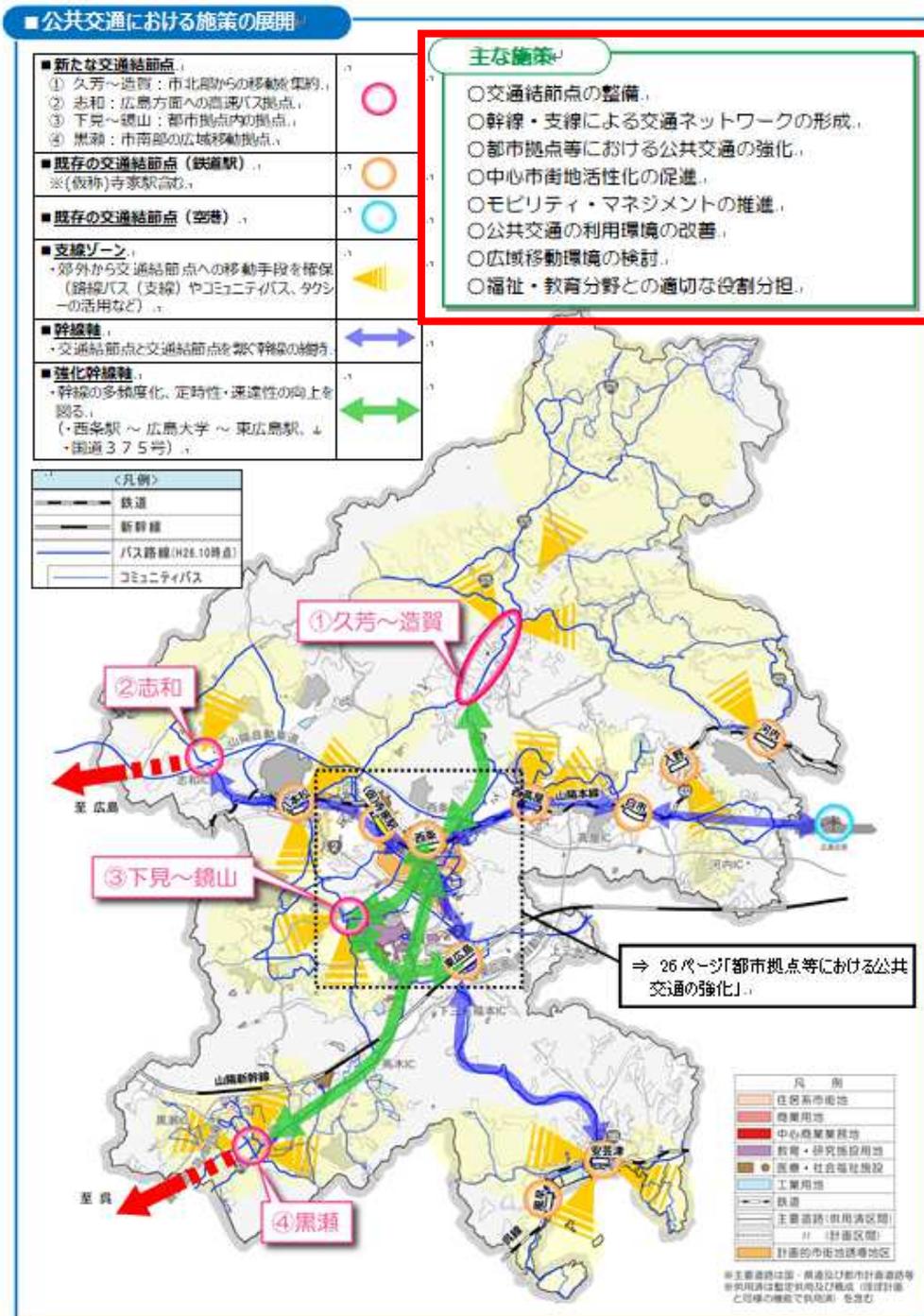
5 改訂作業の流れ（想定）



東広島市地域公共交通利便増進実施計画の改訂について

1 要 旨

地域公共交通利便増進実施計画（旧：地域公共交通再編実施計画）は、上位計画である地域公共交通計画に定める「公共交通における施策の展開」に基づき、主にバス交通の再編事業を実施するために、地域公共交通活性化再生法に事業スキームを適用して、具体的な路線や運行等の詳細を示した計画としている。



2 改訂を必要とする理由

- ・平成27年度から2年間、市内全域の視点からバス交通の再編計画を検討し、バス事業者とのワークショップ等を通じて、平成29年3月にとりまとめ、以降、段階的に再編事業に着手するとした。
- ・平成29年10月の第1期を皮切りに、バス交通結節点（①下見・鏡山地区、②黒瀬地区）の整備事業に着手する計画していたが、平成30年7月の西日本豪雨災害による工程調整等により、約3年程度、整備工程が後ろ倒しとなった。
- ・その間、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通の利用者減少や交通事業者の経営に重大な影響を及ぼしている。
- ・計画を取りまとめた当時の社会情勢が急激に変わったことにより、都市交通マスタープランの改訂と並行しつつ、地域公共交通利便増進実施計画を改訂するものである。

3 令和4年度予算額

予算額：8,600,000円（東広島市からの負担金）

債務負担行設定（R4-R5）8,200,000円



【参考】 検討着手から現在までの取り組み変遷

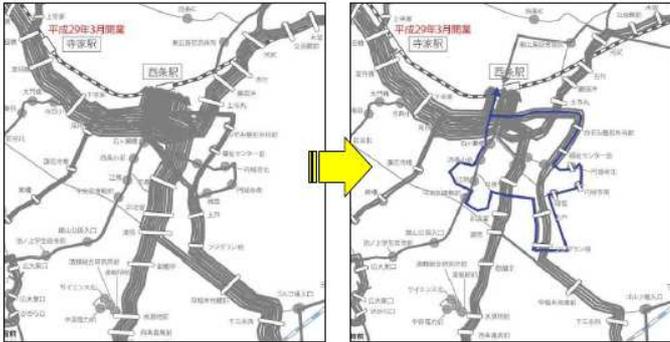
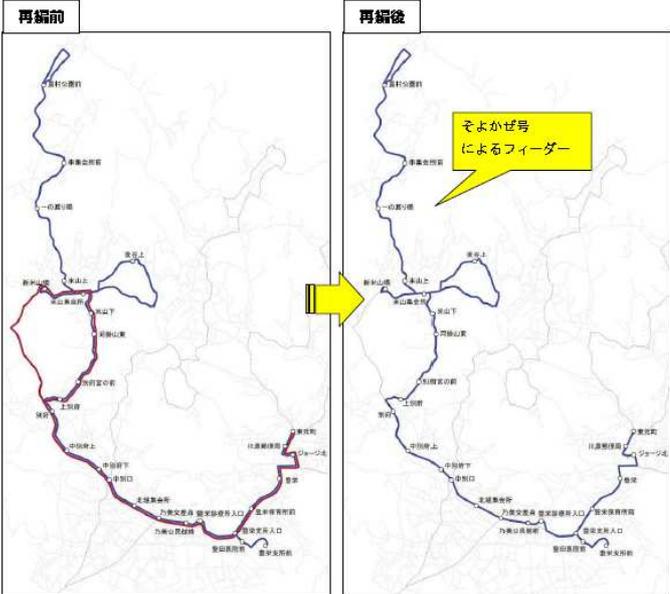
H27.7～H29.3 地域公共交通再編実施計画策定業務

- ・バス路線再編計画の検討
- ・交通結節点の整備検討
- ・拠点停留所の検討
- ・市街地循環路線の運行計画の検討
- ・関係者の合意形成及び協議会運営支援
- ・地域公共交通再編実施計画（全体版）の策定とりまとめ

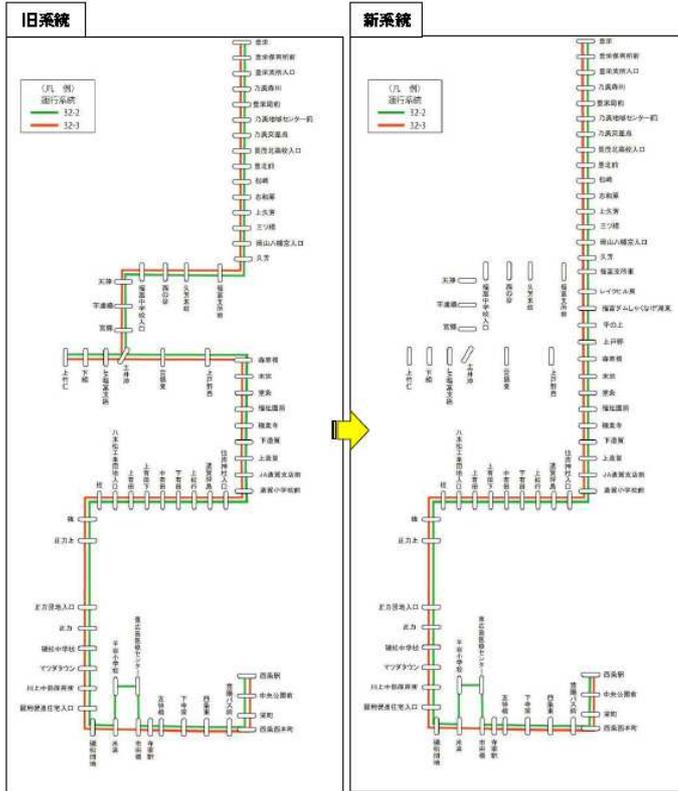
H29.8 地域公共交通再編実施計画大臣認定（全体版から抜粋）

H29.10 地域公共交通再編事業着手

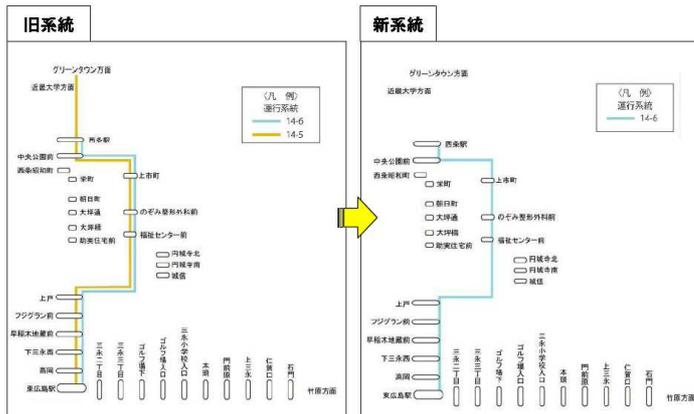
【第1期：H29.10】

<p>・西条市街地循環線（新規）</p>	
<p>・広島空港リムジンバス（新規）※生活路線でないため、大臣認定再編事業に含めていない</p>	
<p>・米山線（廃止） ・豊栄そよかぜ号に置き換え</p>	

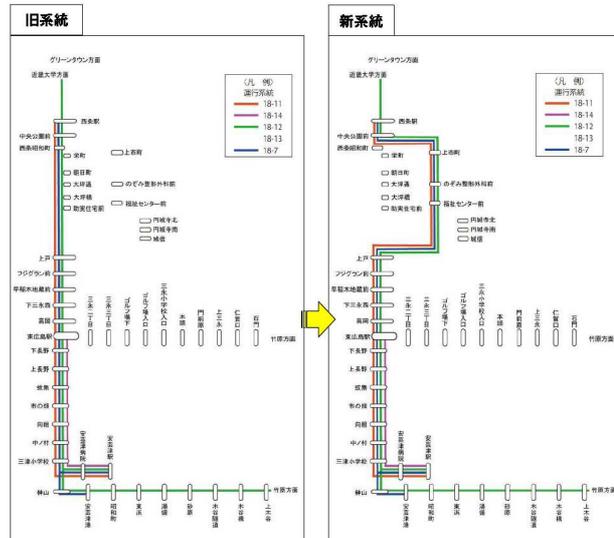
・磯松線（運行経路変更）



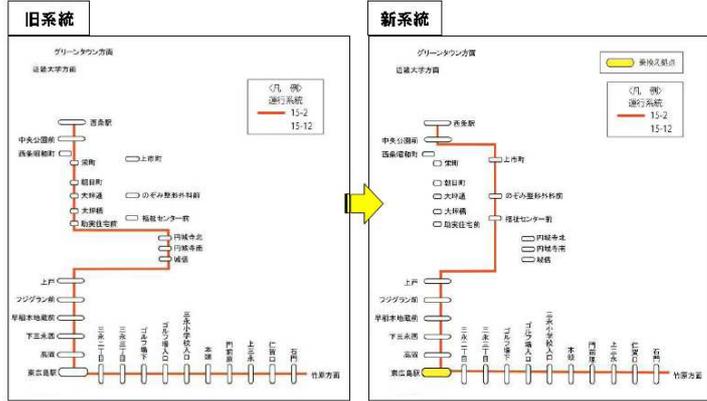
・東西線（一部系統廃止）



・安芸津西条線（運行経路変更）



・西条竹原線（運行経路変更）



R3.3 地域公共交通利便増進計画大臣認定（変更）

R3.3 地域公共交通利便増進事業（旧地域公共交通再編推進事業）着手

【第2期：R3.4】

・安芸津西条線（運行経路変更）

竹原安芸津線（竹原駅～安芸津駅、安芸津駅～大芝北）を廃止し、海風バスによるフィーダーに置き換え

